

愛媛県立土居高等学校
いじめ防止基本方針

令和7年4月改定

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめの認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（学校いじめ防止プログラム）を定める。

2 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」とする。

3 いじめの捉え方

- (1) いじめは、一人または集団で特定の者に対して暴力を振るったり、仲間はずれにしたり、集団による無視などを繰り返す、長期にわたり相手に精神的、肉体的な苦痛を与える行為である。
- (2) いじめは、相手に大きな苦痛を与え、人権を侵害する行為であるばかりでなく、本人自身の心身の健全な発達をも阻害するものであり、児童生徒の人格形成上見逃すことのできない大きな問題である。
- (3) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。

4 いじめの態様

(1) 肉体的苦痛を与えるもの

殴る 蹴る 小突く 物をぶつける 倒す 閉じ込める たたく 髪の毛を引っ張る
水や泥をかける プロレスごっこの強要 つねる けんかをさせる 火を押し付ける
鉛筆やコンパス・画鋸などを突き刺す 等

(2) 精神的苦痛を与えるもの

「無視」……………話しかけない 返事をしない等
「嫌がらせ」……………物を隠す 汚す 壊す 冷やかす からかう 嫌がるあだ名で呼ぶ
悪い噂を流す 使い走りをさせる
「言葉によるもの」…相手の嫌がる言葉で攻撃する
「仲間はずれ」……………集団に入れない そばに寄らない 一緒に行動をとらせない
みんなでにらむ 等

(3) 犯罪行為

金品の強要 万引きや窃盗の強要 暴力（殴る・蹴る） けがを負わせる 等

(4) 性的ないじめ

服を脱がす 抱きつかせる 性的行為の強要

(5) ネットいじめ

パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

5 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

①いじめ防止委員会の設置【別紙1】

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを以下の通りとする。

① 犯罪行為として取り扱われる事案については、早期に警察に相談すること。

② いじめ問題対策委員会の設置【別紙2】

構成員

〈学校関係〉 校長、教頭、生徒指導主事、人権教育課長、教育相談支援課長、
学年主任、養護教諭、セキュリティ管理者、スクールカウンセラー、
関係教職員（HR担任、部活動顧問等）

〈PTA〉 PTA会長、PTA副会長、PTA生徒指導員長

〈関係機関〉 警察署、福祉機関、医療機関等

※PTA及び関係機関は、重大事態発生時など必要に応じて招集する。

役割

- ・いじめの未然防止、年間計画の作成、研修会の実施
- ・いじめの早期発見、相談窓口、アンケートの実施及び結果の集約、情報共有
- ・愛媛県教育委員会及び関係機関との連携
- ・いじめ防止基本方針の定期的な点検及び改定

6 いじめの予防「学校いじめ防止プログラム」

いじめの問題への対応では、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りが求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 教職員の資質向上

- ・校内研修の実施
- ・カウンセリング能力の向上
- ・いじめを見逃さない人権感覚の醸成

(2) 学習指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自身をもたせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ・生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動

- (3) 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ・ボランティア活動の充実
- (4) 教育相談の充実
 - ・面接週間の定期的実施
 - ・スクールカウンセラーの活用
- (5) 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会などの開催
- (6) 情報教育の充実
 - ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (7) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針などの周知
 - ・学校公開の実施

7 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、ささいな変化や何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、いじめではないかと疑いを持って早期に対応することが重要である。また、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することや、生徒がいじめを訴えやすい体制整備が必要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」より速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン【別紙3】

(3) 教室・家庭でのサイン【別紙4】

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知（教育相談日より）
- ・面接週間の定期的実施

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議、生徒課会などでの情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引き継ぎ

8 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・被害生徒の苦痛を共感的に理解し、心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場などを設定し、認め、励ます
- ・いじめが解消されるまで、支援を継続する
- ・いじめが解消された後も、日常的に注意深く観察する
- ・状況に応じて外部専門家の協力を得る
- ・個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に配慮する

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加え、反省の気持ちを持たせる
- ・いじめが解消されるまで、指導を継続する
- ・いじめが解消された後も、日常的に注意深く観察する
- ・重大事態の場合、愛媛県教育委員会と連携を図る
- ・個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に配慮する

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬ振りをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめを問題解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題としてとらえさせる
- ・いじめをはやしたてる行為があった場合、それはいじめに加担する行為であることを理解させ、適切に指導する
- ・望ましい人間関係作りに努める
- ・自己有用感が感じられる集団作りに努める

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、安心感を与えられるようにする。

- ・いじめの事実や学校の対応について丁寧に説明し、じっくりと話を聞く
- ・心情に寄り添い、本気になって精一杯の理解を示し、問題解決の方法について意見を交換する。
- ・解決に向け、生徒の見守り及び情報交換等について協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるよう教員として努力していく
- ・解決に向け、生徒の見守り及び情報交換等について協力を求める
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信などの思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・必要に応じて教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 愛媛県教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整、マスコミ対応

② 愛媛県総合教育センターとの連携

- ・カウンセリングの依頼、指導・助言

③ 警察との連携

- ・生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が出ている、又はその疑いがある事案
- ・犯罪などの違法行為がある場合
- ・生徒指導主事を通じて、学校と警察との連携を図る

④ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

⑤ 医療機関との連携

- ・学校医等による精神保健に関する相談
- ・学校医やかかりつけ医等による精神症状についての治療、指導・助言

(5) いじめ解消の定義

① いじめに係る行為が止んでいること

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

9 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

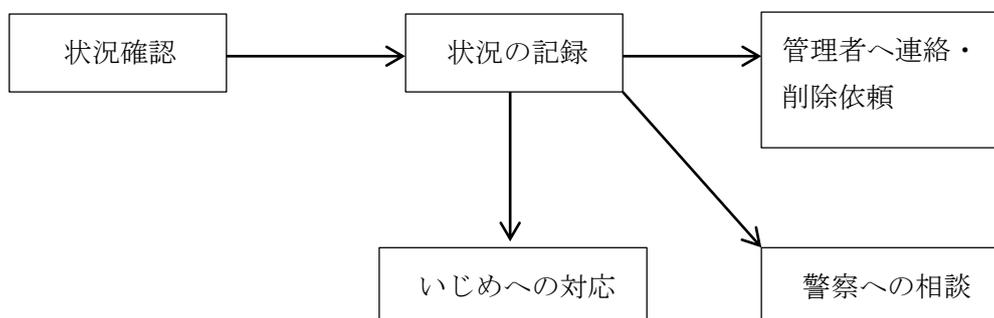
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板などに送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
 - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施
 - ・非行防止教室において「携帯安全教室」の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
- ② 不当な書き込みへの対処



10 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

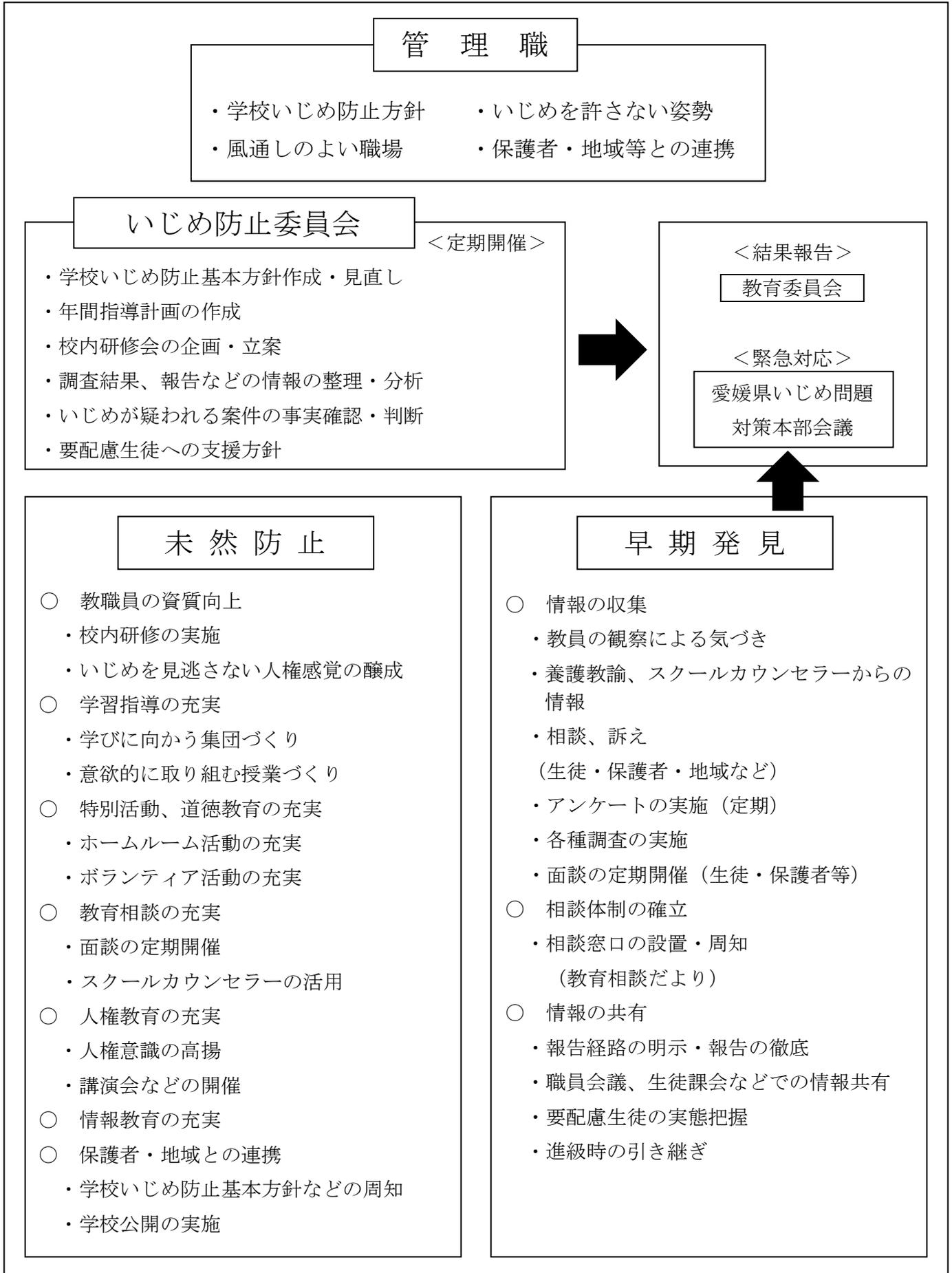
- ① 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

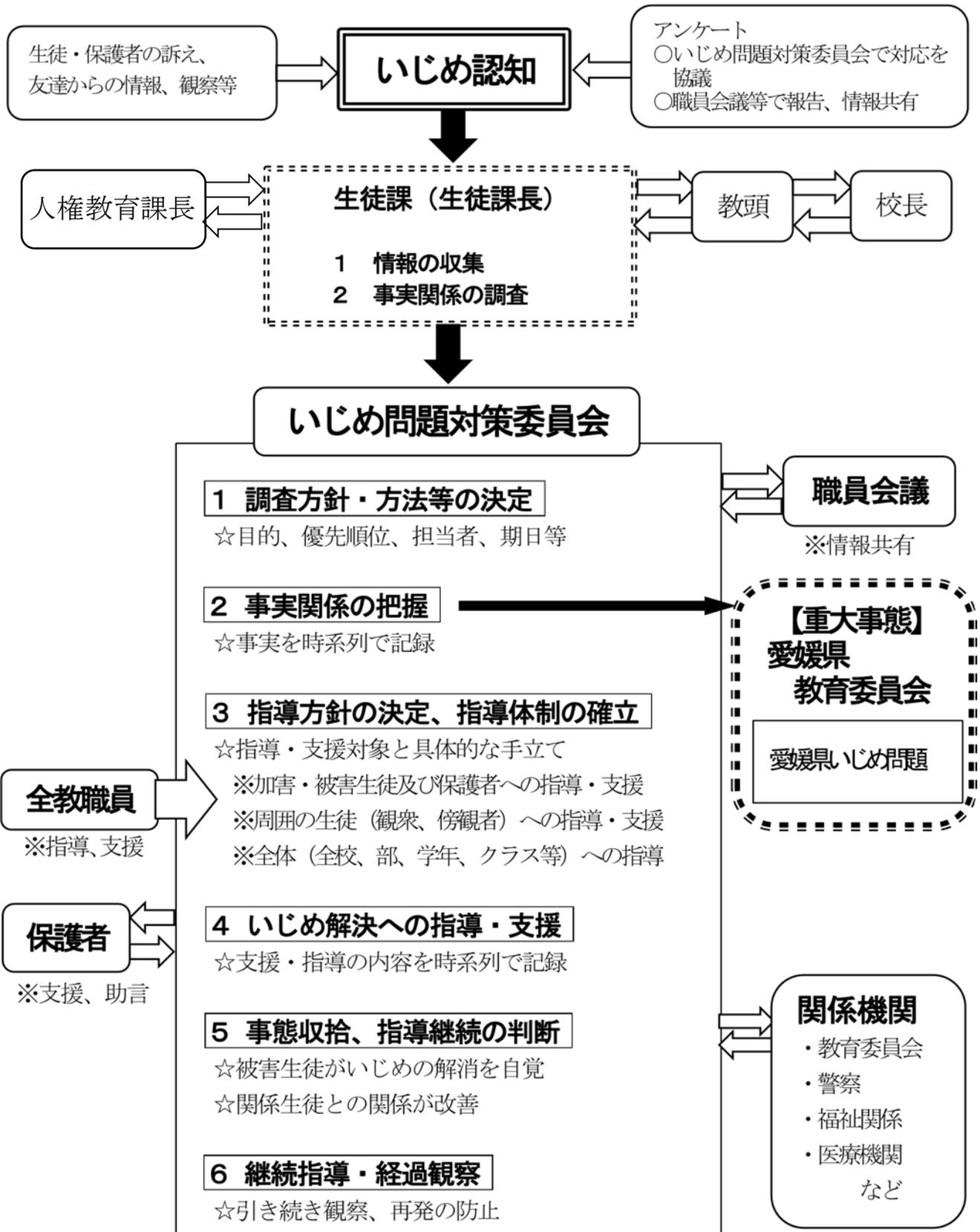
【別紙1】

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



【別紙2】

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



【別紙 3】

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材などの忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。
休み時間など	弁当にいたずらをされる。 用のない場所にいることが多い。 ふざけあっている表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒のなかに入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- ・教室などで仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ・ある生徒にだけ、周囲が以上に気を遣っている。
- ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

【別紙 4】

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

- ・言葉遣いが悪くなったり、粗暴な行動になったりする。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・筆記用具などの貸し借りが多い。
- ・壁などにいたずら、落書きがある。
- ・机や椅子、教材などが乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ・不審な電話やメールがあったりする。
- ・遊ぶ友だちが急に変わる。
- ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ・登校時刻になると体調不良を訴える。
- ・食欲不振・不眠を訴える。
- ・学習時間が減る。
- ・成績が下がる。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ・自転車がよくパンクする。
- ・家庭の品物、金銭がなくなる。
- ・大きな額の金銭をほしがる。

【別紙5】いじめ防止のための年間計画

	ホームルーム	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する生徒情報の共有① ・教育相談及びスクールカウンセラーの周知 ・個人面談 ・人権・同和教育アンケート（1年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止校内研修会 ・人権・同和教育委員会① ・いじめ防止基本方針のHP更新 ・公開授業
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会時の学級懇談会 ・家庭訪問 ・人権・同和教育HR活動①（全） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会①
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート①（生徒課） ・非行防止教室①（生徒課） ・スクールカウンセラーによる面談（1年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する生徒情報の共有② ・人権・同和教育HR活動②（全） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・人権・同和教育HR活動③（全） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育教職員研修 ・公開授業
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート②（生徒課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互授業参観 ・公開授業
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室②（生徒課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育講演会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する生徒情報の共有③ ・人権・同和教育HR活動④（3年） ・人権・同和教育アンケート（3年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会②
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育HR活動④（1、2年） ・学校生活アンケート③（生徒課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室③（生徒課） 	